

第三十二号議案

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、市長若しくは委員会委員若しくは委員又は職員（同法第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。次条及び附則第二項において「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 市は、前条の責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下この条において「令」という。）第一百七十三条の四第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、免れさせる。

- 一 市長 令第一百七十三条の四第一項第一号イに定める数
- 二 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 令第一百七十三条の四第一項第一号ロに定める数
- 三 人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 令第一百七十三条の四第一項第一号ハに定める数
- 四 前二号に掲げる職員以外の職員 令第一百七十三条の四第一項第一号ニに定める数

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、市長等のこの条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

理 由

地方自治法等の改正を考慮し、市長等の本市に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十三号議案

仙台市宿泊税基金条例

仙台市宿泊税基金条例

(設置)

第一条 観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策の推進を図るため、宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、次に掲げるとおりとする。

一 宿泊税の収入額に相当する額

二 前号に掲げるもののほか、予算で定める額の範囲内の額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は特別会計に貸し付けて運用することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、仙台市一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

(処分)

第五条 基金は、第一条の施策に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策の推進を図ることを目的として宿泊税基金を設置するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十四号議案

仙台市個人情報保護に関する法律の施行に関する条例等の一部を改正する条例

仙台市個人情報保護に関する法律の施行に関する条例等の一部を改正する条例

(仙台市個人情報保護に関する法律の施行に関する条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 仙台市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和五年仙台市条例第三号) 附則第三条第六項から第八項まで

二 杜の都の環境をつくる条例(平成十八年仙台市条例第四十七号) 第三十九条

三 広瀬川の清流を守る条例(昭和四十九年仙台市条例第三十九号) 第十八条

四 仙台市公害防止条例(平成八年仙台市条例第五号) 第三十八条
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年仙台市条例第六十五号)の一部を次のように改正する。
第十九条の六第三号及び第四号並びに第十九条の七第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(仙台市職員退職手当条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 仙台市職員退職手当条例(昭和二十八年仙台市条例第三十三号) 第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項
二 仙台市中央卸売市場業務条例(令和二年仙台市条例第二号) 第十条第四項第七号口、第十八条第五項第二号、第二十四条第四項第二号及び第三十五条第三項第二号

三 仙台市下水道条例(昭和三十五年仙台市条例第十九号) 第六条の十第二項第四号

四 仙台市立学校職員退職手当条例(昭和二十八年仙台市条例第三十四号) 第十一条第一項第一号、第十二条の見出し及び同条第一項第一号、第十三条第一項第一号並びに第十五条第四項
五 仙台市消防団員に関する条例(昭和二十八年仙台市条例第十号) 第四条第一号

六 仙台市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和三十九年仙台市条例第三十九号) 第六条第一号

(仙台市恩給条例の一部改正)

第四条 仙台市恩給条例(昭和二十四年仙台市条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第三号及び第二十六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条の二中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十三条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」

に改める。

（仙台市中心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第五条 仙台市中心身障害者扶養共済制度条例（昭和六十三年仙台市条例第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「懲役又は禁錮^{こく}の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。附則第五項において「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（次項及び附則第七項においてこれらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十九条の七第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（仙台市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条第一号の規定による改正後の仙台市職員退職手当条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに仙台市職員退職手

当条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（仙台市立学校職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条第四号の規定による改正後の仙台市立学校職員退職手当条例第十一条第一項、第十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第十五条第四項並びに仙台市立学校職員退職手当条例第十五条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

理 由

刑法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十五号議案

仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例（昭和二十六年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一五、〇三四人」を「一五、〇九七人」に改め、同条第一号中「五、一二七人」を「五、一五九人」に改め、同条第五号中「八八一人」を「八八〇人」に改め、同条第九号中「六、二六三人」を「六、二九一人」に、「五、八三五人」を「五、八四七人」に改め、同条第十一号中「一六人」を「一七人」に改め、同条第十二号中「一、一一三人」を「一、一一六人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

市長の事務部局、教育委員会の事務部局等及び人事委員会の事務部局の職員並びに消防職員の定数を増加させるとともに、市立病院の職員の定数を減少させるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十六号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。
第八条の二第一項中「、当該職員」を「当該職員」に、「第二十七条第一項第三号」を「第二十七条第一項（同項第三号に係る部分に限る。）」に、「その他」を「及び」に改め、同条第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「、当該職員」を「当該職員」に、「第二十七条第一項第三号」を「第二十七条第一項（同項第三号に係る部分に限る。）」に、「児童その他」を「児童及び」に、「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の日以後において改正後の第八条の二第二項の規定による正規の勤務時間を超える勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員は、同日前においても、同項の定めるところにより、当該請求をすることができる。

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を考慮し育児のために超過勤務に係る制限を請求することができる職員の範囲を改めるとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十七号議案

仙台市職員退職手当条例の一部を改正する条例

仙台市職員退職手当条例の一部を改正する条例

仙台市職員退職手当条例（昭和二十八年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の第二十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第十三項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の仙台市職員退職手当条例第十条の第二十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した仙台市職員退職手当条例の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

理 由

雇用保険法の改正を考慮し就業促進手当の額に相当する金額が退職手当として支給される退職者の要件を改め一定の特定退職者に対する退職手当の給付日数に関する暫定措置を延長するとともに、同法の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十八号議案

仙台市衛生研究所条例の一部を改正する条例

仙台市衛生研究所条例の一部を改正する条例

仙台市衛生研究所条例（昭和三十四年仙台市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「仙台市若林区卸町東二丁目五番十号」を「仙台市宮城野区扇町六丁目三番十九号」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

衛生研究所の位置を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号議案

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次中「第四章 雑則（第三十一条）」を

「第四章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第一節 通則（第三十一条―第三十五条）

第二節 一般型乳児等通園支援事業（第三十六条・第三十七条）に改める。

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第三十八条）

第四節 その他の基準（第三十九条）

第五章 雑則（第四十条）

」

第一条中「及び家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業」に改める。

第八条中「以下「」を「以下この章において「」に改める。

第九条第一項ただし書中「（第十五条に規定する小規模保育事業C型をいう。）」を削る。

第十条第一項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十三条中「第五号及び次条第一項において」を「以下」に改める。

第十六条中「この条及び次条において」を削り、同条第七号中「以下「」を「以下この章において「」に改める。

第十七条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第十八条中「次条第一項及び第三項において」を「以下」に改める。

第十九条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第二十条中「この節において」を削る。

第二十六条中「第一号、第五号及び次条において」を「以下」に改める。

第二十七条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第二十九条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

に改める。

第三十条中「第八条から前条まで」を「第一節から前節まで」に、「で定める基準」を「で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十一条を第四十条とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第一節 通則

(定義)

第三十一条 この章において使用する用語は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の区分)

第三十二条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この章において同じ。）を行う事業所において、利用児童数がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第三十三条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第三十四条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(食事)

第三十五条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

第二節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第三十六条 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふ

く室及び便所を設けること

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること

四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること

五 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること

七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること

八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへに掲げる要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること

イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること

階	二階		三階	四階以上の階	
	常用	避難用	常用	避難用	常用
施設又は設備	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段	(1) 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段	(1) 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段	(1) 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3) 屋外階段	(1) 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

	避難用
	(1) 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) (2) 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (3) 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロの表の下欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること

ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第二百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること

- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること
- (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること

ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること

チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること

2 前項第二号、第三号及び第五号の規定にかかわらず、一般型乳児等通園支援事業を行う次の各号に掲げる施設又は事業所の設備の基準は、当該各号に定めるところによる。

- 一 保育所 次のイからハまでに掲げる要件に該当するものであること
- イ 乳児室の面積は、乳児一人につき五・〇平方メートル以上、満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること

ロ ほふく室の面積は、乳児一人につき五・〇平方メートル以上、満二歳に満たない幼児一人につ

き三・三平方メートル以上であること

ハ 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室、遊戯室及び便所を設けること。ただし、市長が特に認める場合は、遊戯室を設けないことができる。

二 認定こども園 前号イからハまでに掲げる要件に該当するものであること（この場合において、同号ハ中「こと。ただし、市長が特に認める場合は、遊戯室を設けないことができる。」とあるのは、「い」とする。）

3 第一項第二号、第三号及び第六号の規定にかかわらず、一般型乳児等通園支援事業を行う家庭的保育事業を行う場所又は小規模保育事業所C型の設備の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 前項第一号イ及びロに掲げる要件に該当するものであること（この場合において、同号イ及びロ中「一人につき五・〇平方メートル以上、」とあるのは、「又は」とする。）

二 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること

4 第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、一般型乳児等通園支援事業を行う小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型又は事業所内保育事業を行う事業所（保育所型事業所内保育事業所を除く。）の設備の基準は、第二項第一号イ及びロに掲げる要件に該当するものであること（この場合において、同号イ及びロ中「一人につき五・〇平方メートル以上、」とあるのは、「又は」とする。）

（職員）

第三十七条 一般型乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援従事者を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき二人を下回ってはならない。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳未満の幼児 おおむね六人につき一人

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることができる。

一 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき

二 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が三人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき

4 前三項の規定にかかわらず、一般型乳児等通園支援事業を行う次の各号に掲げる施設又は事業所の職員の基準は、当該各号に定めるところによる。

一 保育所 前三項に規定する要件に該当するものであること（この場合において、これらの規定中

「乳児等通園支援従事者」とあるのは「保育士」と、第二項中「とし、そのうち半数以上は保育士」とあるのは「と」とする。）

二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 前号に掲げる要件に該当するものであること

三 幼保連携型認定こども園 前三項に規定する要件に該当するものであること（この場合において、これらの規定中「乳児等通園支援従事者」とあるのは「保育士又は保育教諭」と、第二項中「とし、そのうち半数以上は保育士」とあるのは「と」とする。）

四 家庭的保育事業等を行う事業所 第一号に掲げる要件に該当するものであること

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業

第三十八条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める条例に規定する設備及び職員の基準（これらの条例の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

一 保育所 仙台市児童福祉法の施行に関する条例（平成二十四年仙台市条例第六十二号）（保育所に係るものに限る。）

二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十三号）

三 幼保連携型認定こども園 仙台市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年仙台市条例第三十号）

四 家庭的保育事業等を行う事業所 この条例（家庭的保育事業等に係るものに限る。）

第四節 その他の基準

第三十九条 第一節から前節までに定めるもののほか、法第三十四条の十六第一項の規定により条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（第六条、第十一条、第十五条、第二十条から第二十二条まで及び第二十五条を除く。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）その他乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の水準の向上のために必要なものとして市長が定める基準とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第十七条第二項第三号及び第四号、第十九条第二項第三号及び第四号、第二十七条第二項第三号及び第四号並びに第二十九条第二項第三号及び第四号の規定は、適用しない。この場合において、改正前のこれらの規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。

3 この条例の公布の日から施行日の前日までの間において、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第七条第二項の規定により同条第一項に規定する新児童福祉法（以下この項において「新児童福祉法」という。）第三十四条の十五第二項から第六項まで並びに

第三十四条の十六第一項及び第二項の規定の例により行うことができることとされた新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可に係る同条第三項に基づく審査をする場合には、この条例による改正後の仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第四章に規定する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を、新児童福祉法第三十四条の十六第一項の条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準とみなす。

理 由

児童福祉法の改正に伴い乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い小規模保育事業及び事業所内保育事業の事業所に置かなければならない職員の数を改めるとともに、条例の題名を仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号議案

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。
第七条第三項ただし書中「第二号から第八号まで」を「次の各号」に改め、同項第一号中「。」の下に「（保育室等を三階以上の階に設ける園舎にあつては、耐火建築物）」を加え、同項第二号の表四階以上の階避難用の項イ中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に改める。

第十二条第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第五条第三項第三号及び第四号の規定は、適用しない。
この場合において、改正前の同項第三号及び第四号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正を考慮し幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園に置かなければならない職員の数を改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号議案

仙台市児童福祉法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉法の施行に関する条例（平成二十四年仙台市条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準）

第三条 法第十二条の四第二項の規定により条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

附則第二項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

児童福祉法の改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号議案

仙台市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

仙台市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
仙台市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成二十四年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表(一)の項中「並びに」を「、」に改め、「業務施設地区の区域」の下に「並びに岩切山崎今市東地区整備計画区域のうち流通業務B地区の区域」を加え、同表(二)本市の区域内における工業専用地域の項中「及び」を「、」に改め、「区域に隣接する区域（仙台東部流通団地地区計画の区域を含む区域を除く。）」の下に「及び岩切山崎今市東地区整備計画区域のうち流通業務A地区の区域」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

製造業等に係る工場等の緑地面積率等について工場立地法に基づき公表された準則に代えて適用すべきものとして条例で定められた本市の準則の適用区域に、岩切山崎今市東地区の準工業地域及び工業専用地域を加えるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十三号議案

仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

仙台市スポーツ施設条例（昭和五十九年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表に次のように加える。

仙台市アリーナ

仙台市太白区あすと長町二丁目四番十号

第四条第一項中「仙台市陸上競技場」の下に「及び仙台市アリーナ」を加える。

第十五条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第八項中「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（仙台市アリーナに係る利用料金等）

第十六条 仙台市アリーナの使用者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第三に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、仙台市アリーナを準備等に利用する場合の利用料金の額は、同項の利用料金の額に二分の一を乗じて得た額から当該利用料金の額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

7 市長は、指定管理者の指定を取り消した場合、期間を定めて指定管理者が行う業務の全部又は一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、自ら仙台市アリーナの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、仙台市アリーナの使用者から使用料を徴収する。この場合においては、第一項の規定は、適用しない。

8 第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項前段の場合について準用する。この場合において、第二項中「利用料金」とあるのは「第七項の使用料（次項、第五項及び第六項において「使用料」という。）」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、第三項中「利用料金の額は、同項の利用料金」とあるのは「使用料の額は、当該使用料」と、「当該利用料金」とあるのは「当該使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、第五項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者は、市長が定める基準に従い」とあるのは「市長が必要があると認めるときは」と、第六項中「指定管理者は、市長が

定める基準に従い、利用料金」とあるのは「市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料」と読み替えるものとする。

別表第一の一(三)の表中「和室」を「集会室」に改め、別表第一の一の表備考第九号中「別表第二の一の表」の下に「及び別表第三の一の表」を加える。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三(第十六条関係)

一 アリーナ及びスケートリンクを使用する場合(二の表に定める場合を除く。)

使用区分		金額	
営利を目的としない場合	平日	十二時間までの分 十二時間を超える分 (一時間までごと)	四五〇、〇〇〇円 四五、〇〇〇円
	土曜日・日曜日・休日	十二時間までの分 十二時間を超える分 (一時間までごと)	五三一、〇〇〇円 五三、一〇〇円
	平日	十二時間までの分 十二時間を超える分 (一時間までごと)	一二五〇、〇〇〇円 一二五、〇〇〇円
	土曜日・日曜日・休日	十二時間までの分 十二時間を超える分 (一時間までごと)	二、六五五、〇〇〇円 二六五、五〇〇円

備考

一 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう(二の表において同じ)。

二 附帯設備に係る額は、市長が定める額の範囲内とする。

二 スケートリンクをフィギュアスケート競技の練習等のために使用する場合

使用区分		金額(一時間当たり)
平日		四五、六〇〇円
土曜日・日曜日・休日		五四、七〇〇円

備考

一 スケートリンクは、フィギュアスケート競技の練習又はスケートを活用した個人若しくは団体のレクリエーションのために使用する場合のほかは、時間使用をすることができない。ただ

し、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

二 使用に係る時間が一時間に満たないとき、又はその時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。

三 その他の施設を使用する場合

施設名	金額（一日当たり）
ボックス席（八席）	一七六、〇〇〇円
ボックス席（十六席）	三五二、〇〇〇円
ボックス席（二十四席）	五二八、〇〇〇円
多目的室	五五、〇〇〇円

備考 ボックス席及び多目的室は、アリーナ又はスケートリンクの使用に付随して使用する場合のほかは、使用することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第二条第一項の表に掲げる仙台市アリーナの施設の利用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

理 由

仙台市アリーナを設置し、その利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとするとともに、北中山コミュニティグラウンドの和室を集会室に変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十四号議案

仙台市営住宅条例の一部を改正する条例

仙台市営住宅条例の一部を改正する条例

仙台市営住宅条例（平成九年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表仙台市仙台駅東市営住宅の項の次に次のように加える。

仙台市新田市営住宅	仙台市宮城野区新田二丁目
-----------	--------------

別表第二の二の表仙台市福田町第二市営住宅集会所の項の次に次のように加える。

仙台市新田市営住宅集会所	仙台市宮城野区新田二丁目
--------------	--------------

別表第二の五の表仙台市福田町第二市営住宅駐車場の項の次に次のように加える。

仙台市新田市営住宅駐車場	仙台市宮城野区新田二丁目
--------------	--------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 仙台市新田市営住宅への入居及び仙台市新田市営住宅駐車場の使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

新田市営住宅を設置するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十五号議案

仙台市新田住宅条例の一部を改正する条例

仙台市新田住宅条例の一部を改正する条例

仙台市新田住宅条例（平成二十二年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下」の下に「この条及び第三条において」を加え、「者等」を「者」に改める。

第六条第一項中「（第二十五条の規定による入居者を除く。以下この条から第十八条まで及び第二十条において「入居者」という。）」を削る。

第二十五条を次のように改める。

（指定管理者）

第二十五条 市長は、新田住宅及び共同施設の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に新田住宅及び共同施設の管理を行わせることができる。

第二十七条を第二十九条とし、第二十六条を第二十八条とし、第二十五条の次に次の二条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第二十六条 前条の規定により指定管理者に新田住宅及び共同施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 新田住宅及び共同施設の事業として市長が定めるものに関する業務
- 二 新田住宅及び共同施設の維持管理に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第二十七条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に新田住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

指定管理者に新田住宅の管理を行わせることに關し必要な事項を定めるとともに、同住宅の入居者の特例等に係る規定を削るため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十六号議案

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項第一号中「第二条の八」を「第二条の七」に改める。

第二条の五を次のように改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料）

第二条の五 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この条において「法」という。）第五十三条第一項の規定による認定の申請（以下この項から第四項までにおいて「認定申請」という。）をしようとする者から、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料として、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

一 一戸建ての住宅 三万五千円

二 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条から第二条の七までにおいて同じ。） 表一の上欄に掲げる共同住宅等の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「住戸部分に係る手数料の額」という。）に、表二の上欄に掲げる共同住宅等の全体の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第一号に規定する共用部分をいう。以下この条から第二条の七までにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えた額（当該共同住宅等が共用部分を有しない場合又は当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等（同令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び同号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。以下この条から第二条の七までにおいて同じ。）を算出しない場合にあつては、住戸部分に係る手数料の額）

三 複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下この条から第二条の七までにおいて同じ。）の全体 次のイ及びロに掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ 住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる複合建築物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 兼用住宅（一戸の住宅の用途に供する建築物で、非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分）をいう。以下この条から第二条の七までにおいて同じ。）を有するものをいう。以下この条から第二条の七までにおいて同じ。） 第一号に定める額

(2) (1)以外の複合建築物 表一の上欄に掲げる複合建築物の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この(2)において「住戸部分に係る手数料の額」という。）に、表二の上欄に掲げる複合建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えた額（当該複合建築物が共用部分を有しない場合又は当該複合建築物の共用部分について設計一次

エネルギー消費量等を算出しない場合にあっては、住戸部分に係る手数料の額）

ロ 非住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる評価方法の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) (2)以外の評価方法 表三の上欄に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

(2) 認定申請に係る法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（次項から第四項までにおいて「低炭素建築物新築等計画」という。）（非住宅部分に係る部分に限る。）が法第五十四条第一項第一号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この条において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合するかどうかについて審査を行う場合に用いる簡易な評価方法として市長が定めるもの 表四の上欄に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

四 複合建築物の住宅部分 前号イに定める額

五 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下この条から第二条の七までにおいて同じ。）又は複合建築物の非住宅部分 第三号ロに定める額

表一

住戸数	金額
五戸以内のもの	七万円
五戸を超え、十戸以内のもの	九万七千円
十戸を超え、二十五戸以内のもの	十三万七千円
二十五戸を超え、五十戸以内のもの	十九万六千円
五十戸を超え、百戸以内のもの	二十八万円
百戸を超え、二百戸以内のもの	三十八万円
二百戸を超え、三百戸以内のもの	四十九万八千円
三百戸を超えるもの	五十八万五千円

表二

共用部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル以内のもの	十一万円
三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十八万円
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	二十八万円
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	三十六万円
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	四十三万円
二万五千平方メートルを超えるもの	五十万円

表三

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル以内のもの	二十四万二千元
三百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	三十万千元
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	三十八万四千元
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	五十四万六千元
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十七万円
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	七十九万円
二万五千平方メートルを超えるもの	九十万円

表四

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル以内のもの	十万九千三百円
三百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	十三万六千八百円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十七万四千元
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	二十七万二千元
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	三十四万九千元
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	四十一万七千元
二万五千平方メートルを超えるもの	四十八万六千元

2 前項の規定にかかわらず、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画（住宅部分に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかについて簡易な評価方法として市長が定めるものにより審査を行う場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅 二万七千五百円

二 共同住宅等 次の表の上欄に掲げる共同住宅等の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「住戸部分に係る手数料の額」という。）に、前項の表二の上欄に掲げる共同住宅等の全体の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えた額（当該共同住宅等が共用部分を有しない場合又は当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあっては、住戸部分に係る手数料の額）

三 複合建築物の全体 次のイ及びロに掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ 住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる複合建築物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 兼用住宅 第一号に定める額

(2) (1)以外の複合建築物 次の表の上欄に掲げる複合建築物の全体の住戸数の区分に応じ同表の

下欄に定める額（以下この(2)において「住戸部分に係る手数料の額」という。）に、前項の表二の上欄に掲げる複合建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えた額（当該複合建築物が共用部分を有しない場合又は当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、住戸部分に係る手数料の額）

ロ 非住宅部分 前項第三号ロに定める額

四 複合建築物の住宅部分 前号イに定める額

五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 前項第三号ロに定める額

住戸数	金額
五戸以内のもの	五万四千九百円
五戸を超え、十戸以内のもの	七万七千二百円
十戸を超え、二十五戸以内のもの	十一万三百円
二十五戸を超え、五十戸以内のもの	十六万七百元
五十戸を超え、百戸以内のもの	二十三万四千九百円
百戸を超え、二百戸以内のもの	三十二万四千二百円
二百戸を超え、三百戸以内のもの	四十二万二千八百円
三百戸を超えるもの	四十九万五百円

3 前二項の規定にかかわらず、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかについてより簡易な評価方法として市長が定めるものにより審査を行う場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅 一万八千円

二 共同住宅等 次の表の上欄に掲げる共同住宅等の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「住戸部分に係る手数料の額」という。）に、第一項の表二の上欄に掲げる共同住宅等の全体の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えた額（当該共同住宅等が共用部分を有しない場合又は当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、住戸部分に係る手数料の額）

三 複合建築物の全体 次のイ及びロに掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ 住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる複合建築物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 兼用住宅 第一号に定める額

(2) (1)以外の複合建築物 次の表の上欄に掲げる複合建築物の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この(2)において「住戸部分に係る手数料の額」という。）に、第一項の表二の上欄に掲げる複合建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えた額（当該複合建築物が共用部分を有しない場合又は当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、住戸部分に係る手数料の額）

- ロ 非住宅部分 第一項第三号ロに定める額
- 四 複合建築物の住宅部分 前号イに定める額
- 五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 第一項第三号ロに定める額

住戸数	金額
五戸以内のもの	三万四千円
五戸を超え、十戸以内のもの	四万九千円
十戸を超え、二十五戸以内のもの	七万千円
二十五戸を超え、五十戸以内のもの	十万八千円
五十戸を超え、百戸以内のもの	十五万九千円
百戸を超え、二百戸以内のもの	二十二万八千円
二百戸を超え、三百戸以内のもの	二十九万八千円
三百戸を超えるもの	三十四万五千円

4 前三項の規定にかかわらず、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することを証する図書として市長が認めるものを添付して認定申請をしようとする場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一戸建ての住宅 五千円
- 二 共同住宅等 表一の上欄に掲げる共同住宅等の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「住戸部分に係る手数料の額」という。）に、表二の上欄に掲げる共同住宅等の全体の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えた額（当該共同住宅等が共用部分を有しない場合又は当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、住戸部分に係る手数料の額）
- 三 複合建築物の全体 次のイ及びロに掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額
 - イ 住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる複合建築物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額
 - (1) 兼用住宅 第一号に定める額
 - (2) (1)以外の複合建築物 表一の上欄に掲げる複合建築物の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この(2)において「住戸部分に係る手数料の額」という。）に、表二の上欄に掲げる複合建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えた額（当該複合建築物が共用部分を有しない場合又は当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、住戸部分に係る手数料の額）
 - ロ 非住宅部分 表三の上欄に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額
- 四 複合建築物の住宅部分 前号イに定める額
- 五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 第三号ロに定める額

表一

住戸数	金額
五戸以内のもの	一万円
五戸を超え、十戸以内のもの	一万六千円
十戸を超え、二十五戸以内のもの	二万七千円
二十五戸を超え、五十戸以内のもの	四万五千円
五十戸を超え、百戸以内のもの	八万円
百戸を超え、二百戸以内のもの	十二万七千円
二百戸を超え、三百戸以内のもの	十六万円
三百戸を超えるもの	十七万千円

表二

共用部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル以内のもの	一万円
三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	二万七千円
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	八万円
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十二万七千円
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	十六万円
二万五千平方メートルを超えるもの	二十万円

表三

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル以内のもの	一万円
三百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	一万七千円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	二万七千円
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	八万円
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十二万七千円
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	十六万円
二万五千平方メートルを超えるもの	二十万円

5 市長は、法第五十五条第一項の認定に係る申請をしようとする者から、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料として、一件につき、前各項に掲げる金額をこれに二分の一を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）としてこれらの項の規定に準じて算出した額を徴収する。

6 前条第十三項の規定は、法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者から徴収する建築基準関係規定適合確認審査申出手数料について

準用する。

第二条の六の前の見出し、同条及び第二条の七を次のように改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料）

第二条の六 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この条及び次条において「法」という。）第十一条第一項の規定により同項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この条において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）を受けようとする者及び法第十二条第二項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を求める者から、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料として、一件につき、次の各号に掲げる当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

一 一戸建ての住宅 次のイ又はロに掲げる一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 三万六千九百円

ロ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 四万二千二百円

二 共同住宅等 表一の上欄に掲げる共同住宅等の住宅部分（当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

三 複合建築物の全体 次のイ及びロに掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ 住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる複合建築物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 兼用住宅 住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、第一号イ又はロに定める額

(2) (1)以外の複合建築物 表一の上欄に掲げる住宅部分（当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

ロ 非住宅部分（市長が定める用途に供するものを除く。以下この条において同じ。） 次の(1)又は(2)に掲げる評価方法の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) (2)以外の評価方法 表二の上欄に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る法第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（次項から第四項までにおいて「建築物エネルギー消費性能確保計画」という。）（非住宅部分に係る部分に限る。）が法第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この条において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合するかどうかについて審査を行う場合に用いる簡易な評価方法として市長が定めるもの 表三の上欄に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

四 複合建築物の住宅部分 前号イに定める額

五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 第三号ロに定める額

表一

住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	七万四千三百円
三百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	十二万四千円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	二十一万千百円
五千平方メートル以上のもの	三十万二千六百円

表二

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	二十一万五千円
三百平方メートル以上、千平方メートル未満のもの	二十六万九千円
千平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	三十四万八千円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	四十九万七千円
五千平方メートル以上、一万平方メートル未満のもの	六十一万二千元
一万平方メートル以上、二万五千平方メートル未満のもの	七十二万三千円
二万五千平方メートル以上のもの	八十二万五千円

表三

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	八万二千三百円
三百平方メートル以上、千平方メートル未満のもの	十万四千八百円
千平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	十三万八千円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	二十二万三千円
五千平方メートル以上、一万平方メートル未満のもの	二十九万千円
一万平方メートル以上、二万五千平方メートル未満のもの	三十五万円
二万五千平方メートル以上のもの	四十二万千円

2 前項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかについて簡易な評価方法として市長が定めるものにより審査を行う場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅 次のイ又はロに掲げる一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万七千五百円

ロ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 三万四百円

二 共同住宅等 次の表の上欄に掲げる共同住宅等の住宅部分（当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

三 複合建築物の全体 次のイ及びロに掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ 住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる複合建築物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 兼用住宅 住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、第一号イ又はロに定める額

(2) (1)以外の複合建築物 次の表の上欄に掲げる住宅部分（当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

ロ 非住宅部分 前項第三号ロに定める額

四 複合建築物の住宅部分 前号イに定める額

五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 前項第三号ロに定める額

住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	五万四千九百円
三百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	九万二千三百円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	十六万七千円
五千平方メートル以上のもの	二十三万四千九百円

3 前二項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかについてより簡易な評価方法として市長が定めるものにより審査を行う場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 共同住宅等 次の表の上欄に掲げる共同住宅等の住宅部分（当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

二 複合建築物の全体 次のイ及びロに掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ 住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる複合建築物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 兼用住宅 次の(i)又は(ii)に掲げる兼用住宅の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める額

(i) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万八千九百円

(ii) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万三百円

(2) (1)以外の複合建築物 次の表の上欄に掲げる住宅部分（当該複合建築物の共用部分について

設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあっては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

ロ 非住宅部分 第一項第三号ロに定める額

三 複合建築物の住宅部分 前号イに定める額

四 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 第一項第三号ロに定める額

住宅部分の床面積の合計		金額
三百平方メートル未満のもの		三万五千四百円
三百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの		六万四千四百円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの		十二万円
五千平方メートル以上のもの		十六万七千九百円

4 前三項の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の算定の基礎となる床面積の合計には、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものと同等以上のエネルギー消費性能を有するものとして市長が別に定める建築物の部分の床面積は、算入しない。

5 市長は、法第十一条第二項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者及び法第十二条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を求める者から、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料として、一件につき、第一項から第三項までに掲げる金額をこれに二分の一を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）としてこれらの項の規定に準じて算出した額を徴収する。

6 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十三条の規定により同条の書面の交付を求める者から、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明手数料として、一件につき、第一項から第三項までに掲げる金額をこれに二分の一を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）としてこれらの項の規定に準じて算出した額を徴収する。

第二条の七 市長は、法第二十九条第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定申請」という。）をしようとする者から、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料として、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

一 一戸建ての住宅 次のイ又はロに掲げる一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 三万二千三百円

ロ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 三万六千円

二 共同住宅等 表一の上欄に掲げる共同住宅等の住宅部分（当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあっては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

三 複合建築物の全体 次のイ及びロに掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、当該イ及びロに定め

る額を合算した額

イ 住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる複合建築物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 兼用住宅 住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、第一号イ又はロに定める額

(2) (1)以外の複合建築物 表一の上欄に掲げる住宅部分（当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

ロ 非住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる評価方法の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) (2)以外の評価方法 表二の上欄に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

(2) 認定申請に係る法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この条において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）（非住宅部分に係る部分に限る。）が法第三十条第一項第一号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この条において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合するかどうかについて審査を行う場合に用いる簡易な評価方法として市長が定めるもの 表三の上欄に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

四 複合建築物の住宅部分 前号イに定める額

五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 第三号ロに定める額

表一

住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	六万五千二百円
三百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	十万八千円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	十八万五千円
五千平方メートル以上のもの	二十六万六千円

表二

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	二十一万五千円
三百平方メートル以上、千平方メートル未満のもの	二十六万九千円
千平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	三十四万八千円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	四十九万七千円
五千平方メートル以上、一万平方メートル未満のもの	六十一万二千円
一万平方メートル以上、二万五千平方メートル未満のもの	七十二万三千円
二万五千平方メートル以上のもの	八十二万五千円

表三

非住宅部分の床面積の合計		金額
三百平方メートル未満のもの		八万二千三百円
三百平方メートル以上、千平方メートル未満のもの		十万四千八百円
千平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの		十三万八千円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの		二十二万三千円
五千平方メートル以上、一万平方メートル未満のもの		二十九万千円
一万平方メートル以上、二万五千平方メートル未満のもの		三十五万円
二万五千平方メートル以上のもの		四十一万千円

2 前項の規定にかかわらず、認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（住宅部分に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかについて簡易な評価方法として市長が定めるものにより審査を行う場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅 次のイ又はロに掲げる一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万七千五百円

ロ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 三万四百円

二 共同住宅等 次の表の上欄に掲げる共同住宅等の住宅部分（当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

三 複合建築物の全体 次のイ及びロに掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ 住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる複合建築物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 兼用住宅 住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、第一号イ又はロに定める額

(2) (1)以外の複合建築物 次の表の上欄に掲げる住宅部分（当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

ロ 非住宅部分 前項第三号ロに定める額

四 複合建築物の住宅部分 前号イに定める額

五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 前項第三号ロに定める額

住宅部分の床面積の合計		金額
三百平方メートル未満のもの		五万四千九百円
三百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの		九万二千三百円

二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	十六万七百元
五千平方メートル以上のもの	二十三万四千九百元

3 前二項の規定にかかわらず、認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかについてより簡易な評価方法として市長が定めるものにより審査を行う場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅 次のイ又はロに掲げる一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万六千四百円

ロ 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万七千七百円

二 共同住宅等 次の表の上欄に掲げる共同住宅等の住宅部分（当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

三 複合建築物の全体 次のイ及びロに掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額

イ 住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる複合建築物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 兼用住宅 住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、第一号イ又はロに定める額

(2) (1)以外の複合建築物 次の表の上欄に掲げる住宅部分（当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

ロ 非住宅部分 第一項第三号ロに定める額

四 複合建築物の住宅部分 前号イに定める額

五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 第一項第三号ロに定める額

住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	三万千円
三百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	五万三千八百円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	九万七千五百円
五千平方メートル以上のもの	十四万七千円

4 前三項の規定にかかわらず、認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することを証する図書として市長が認めるものを添付して認定申請をしようとする場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一戸建ての住宅 四千四百円
- 二 共同住宅等 表一の上欄に掲げる共同住宅等の住宅部分（当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあっては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額
- 三 複合建築物の全体 次のイ及びロに掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額
 - イ 住宅部分 次の(1)又は(2)に掲げる複合建築物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額
 - (1) 兼用住宅 第一号に定める額
 - (2) (1)以外の複合建築物 表一の上欄に掲げる住宅部分（当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあっては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額
 - ロ 非住宅部分 表二の上欄に掲げる複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額
- 四 複合建築物の住宅部分 前号イに定める額
- 五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 第三号ロに定める額

表一

住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	八千八百円
三百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	一万九千円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	四万二千四百円
五千平方メートル以上のもの	七万六千円

表二

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	八千八百円
三百平方メートル以上、千平方メートル未満のもの	一万五千五百円
千平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	二万五千三百円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	七万六千円
五千平方メートル以上、一万平方メートル未満のもの	十二万円
一万平方メートル以上、二万五千平方メートル未満のもの	十五万二千元
二万五千平方メートル以上のもの	十九万円

5 前各項の規定にかかわらず、認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、一件につき、当該認定申請に係る建築物ごとに前各項の規定に準じて算出した額の合計額とする。

6 市長は、法第三十一条第一項の認定に係る申請（次項において「変更認定申請」という。）をしようとする者から、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料として、一件につき、第一項から第四項までに掲げる金額をこれに二分の一を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）としてこれらの項の規定に準じて算出した額を徴収する。

7 前項の規定にかかわらず、変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物について法第二十九条第二項各号又は第三項各号に掲げる事項を変更する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該変更する建築物ごとに前項の規定に準じて算出した額の合計額

二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について法第二十九条第三項各号に掲げる事項を記載する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該記載する建築物ごとに第一項から第四項までの規定に準じて算出した額の合計額

三 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物について法第二十九条第二項各号又は第三項各号に掲げる事項を変更し、かつ、当該建築物以外の建築物について当該事項を記載する場合
イ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該変更する建築物ごとに前項の規定に準じて算出した額の合計額

ロ 当該記載する建築物ごとに第一項から第四項までの規定に準じて算出した額の合計額

8 第二条の四第十三項の規定は、法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者から徴収する建築基準関係規定適合確認審査申出手数料について準用する。

9 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二十八条の規定により同条の書面の交付を求める者から、建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明手数料として、一件につき、第一項から第四項までに掲げる金額をこれに二分の一を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）としてこれらの項の規定に準じて算出した額を徴収する。

10 前項の規定にかかわらず、法第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明手数料の額は、一件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二十五条に規定する軽微な変更をした建築物ごとに前項の規定に準じて算出した額の合計額とする。

第二条の八を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正を考慮し住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を定めるとともに、同法の改正に伴い建築物エネルギー消費性能基準適合

認定申請手数料を廃止する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十七号議案

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中

「二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの		三万円
「二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの		三万円
「三百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの		三万九千円

改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかについて簡易な評価方法により審査を行うことができる同法第十一条第一項ただし書の特定建築行為として市長が定めるものに係る法第六条第一項の規定による確認の申請又は法第十八条第二項の規定による計画の通知をしようとする者から徴収する建築確認申請等手数料は、一件につき、前項の建築確認申請等手数料の額に、次の表の上欄に掲げる建築物の用途及び中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加算した額（当該申請又は通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、その額に、当該昇降機一基について次条第一項に定める額を加算した額）とする。

建築物の用途		床面積の合計	金額
一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）	二百平方メートル以内のもの	一万八千九百円	
	二百平方メートルを超えるもの	二万三百円	
	三百平方メートル以内のもの	三万五千四百円	
	三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	六万四千四百円	

	二千平方メートルを超え、 五千平方メートル以内のも の	十二万円
	五千平方メートルを超える もの	十六万七千九百円

第七条第一項の表中

二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの		二万九千円	を
二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの		二万九千円	
三百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの		三万六千円	

改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、本市の建築主事等又はその委任を受けた本市の職員から中間検査合格証の交付を受けた者で法第七条第一項の規定による完了検査の申請又は法第十八条第二十項の規定による完了の通知をしようとするものから徴収する完了検査申請等手数料は、一件につき、次の表の上欄に掲げる当該建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額（当該申請又は通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、その額に、当該昇降機一基について次条第一項に定める額を加算した額）とする。

床面積の合計	金額
三十平方メートル以内のもの	一万二千円
三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	一万五千円
百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	二万円
二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの	二万八千円
三百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万五千円
五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	四万六千円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	六万二千円
二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十五万円
一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	二十四万円
五万平方メートルを超えるもの	四十四万円

3 前二項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する特定建築行為に係る法第七条第一項の規定による完了検査の申請又は法第十八条第二十項の規定による完了の通知をしようとする者から徴収する完了検査申請等手数料は、一件につき、当該者

が前項の中間検査合格証の交付を受けた者以外の場合であつては第一項の完了検査申請等手数料の額に、当該者が当該中間検査合格証の交付を受けた者である場合にあつては前項の完了検査申請等手数料の額に、それぞれ次の表の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加算した額（当該申請又は通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、その額に、当該昇降機一基について次条第一項に定める額を加算した額）とする。

床面積の合計	金額
二百平方メートル以内のもの	五千二百円
二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの	一万二百円
三百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	一万七千八百円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	二万九千円
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	八万六千六百円
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十三万七千円
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	十七万三千円
二万五千平方メートルを超えるもの	二十一万六千二百円

第九条中「次表」を「次の表」に改め、「（以下これを「中間検査」という。）」を削り、「同表下欄」を「同表の下欄」に改め、同条の表中

「二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	二万七千円	を
「二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの	二万七千円	に
「三百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万四千円	」

改める。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条第二項中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正を考慮し建築確認申請等手数料を改定する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十八号議案

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第九号中「第二十五条」を「第二十七条」に改め、同項第十一号中「第三十七条」を「第三十二条」に、「第三十五条第一項第一号」を「第三十条第一項第一号」に、「第十一条第一項」を「第七条第一項」に、「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第十一条第二項」を「第七条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項第九号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十九号議案

仙台市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市自転車等駐車場条例（昭和六十二年仙台市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二勾当台路上自転車等駐車場の項中「仙台市青葉区国分町三丁目」を「仙台市青葉区一番町四丁目、国分町三丁目」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

勾当台路上自転車等駐車場の位置を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十号議案

仙台市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

仙台市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

仙台市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年仙台市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表に掲げる額」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）別表に掲げる額（同令の改正に際し定められた同表の規定に係る経過措置の規定の適用に係る退職報償金にあつては、当該経過措置の規定により算定した額）」に改める。

第三条、第四条の前の見出し及び同条を削り、第四条の二に見出しとして「（勤務年数の算定）」を付し、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第五条の二を第五条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正を考慮し、本市が支給する非常勤消防団員に係る退職報償金の額を消防団員等公務災害補償等共済基金等が非常勤消防団員に係る退職報償金の支給を行う市町村に当該支給に要する経費として支払わなければならないこととされている額とするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十一号議案

仙台市学校条例の一部を改正する条例

仙台市学校条例の一部を改正する条例

仙台市学校条例（昭和三十九年仙台市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表仙台市立秋保小学校の項中「仙台市太白区秋保町長袋字町十五番地」を「仙台市太白区秋保町長袋字大原四十五番地の五」に改め、同表仙台市立馬場小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

理 由

馬場小学校を秋保小学校に統合するとともに、同校の位置を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十二号議案

仙台市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表青葉区の項中「、ニツカ」及び「、字滝倉」を削り、「字佐手山」の下に「、字滝倉」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

水道事業に係る給水区域を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十三号議案

仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例（昭和三十四年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第六条」を「第六条第一項及び第二項」に改める。

第四十五条第二号中「及び第四号」を「又は第五号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する
学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並
びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第四号中「前
二号」を「前三号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

水道法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

第 54 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 件 名 | 仙台国際センター会議棟大規模改修工事 |
| 2 | 工事施行場所 | 仙台市青葉区青葉山 8 番 1 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 1,152,976,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 仙台市青葉区中江二丁目23番20号
阿部建設・同事建設共同企業体
構成員 仙台市青葉区中江二丁目23番20号
阿部建設株式会社
構成員 仙台市太白区富沢西四丁目19番地の19
同事建設株式会社 |

第 55 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台国際センター会議棟大規模改修電気設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区青葉山 8 番 1
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 金 1,870,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番23号
太平電気・伸電共同企業体
構成員 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番23号
太平電気株式会社
構成員 仙台市若林区卸町東五丁目 2 番 2 号
株式会社伸電

第 56 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名 | 仙台国際センター会議棟大規模改修機械設備工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市青葉区青葉山 8 番 1 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 2,279,200,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市宮城野区日の出町一丁目 1 番35号
興盛工業所・大盛設備工業共同企業体
構成員 仙台市宮城野区日の出町一丁目 1 番35号
株式会社興盛工業所
構成員 仙台市太白区西中田五丁目 7 番 6 号
株式会社大盛設備工業 |

第 57 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市体育館大規模改修工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市太白区富沢一丁目 4 番 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 2,124,100,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市青葉区立町27番21号
橋本店・仙建工業・鷹觜建設共同企業体
構成員 仙台市青葉区立町27番21号
株式会社橋本店
構成員 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号
仙建工業株式会社
構成員 仙台市宮城野区原町四丁目 6 番 2 号
鷹觜建設株式会社 |

第 58 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市体育館大規模改修電気設備工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市太白区富沢一丁目 4 番 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 847,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番23号
太平電気・新栄電設工業共同企業体
構成員 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番23号
太平電気株式会社
構成員 仙台市若林区大和町三丁目13番 2 号
新栄電設工業株式会社 |

第 59 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 仙台市体育館大規模改修機械設備工事 |
| 2 | 工事施行場所 | 仙台市太白区富沢一丁目 4 番 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 1,741,300,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 仙台市青葉区木町通一丁目 2 番 4 号
アトマックス・熱研プラント工業共同企業体
構成員 仙台市青葉区木町通一丁目 2 番 4 号
株式会社アトマックス
構成員 仙台市宮城野区扇町五丁目 8 番 4 号
熱研プラント工業株式会社 |

第 60 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1 工 事 件 名 | (主) 仙台松島線 (岩切大橋 (下流側)) 外 1 橋橋梁補修工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市宮城野区岩切字土手外東及び岩切字東河原地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 433,950,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市若林区卸町二丁目 9 番地の11
東北化工建設株式会社 |

第 61 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 仙台市八木山動物公園エリア I 施設（総合獣舎）新築等工事 |
| 2 | 工事施行場所 | 仙台市太白区八木山本町一丁目43番 1 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 3,317,600,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
阿部和工務店・橋本店・中城建設共同企業体
構成員 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
株式会社阿部和工務店
構成員 仙台市青葉区立町27番21号
株式会社橋本店
構成員 仙台市宮城野区幸町二丁目23番 1 号
中城建設株式会社 |

第 62 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市八木山動物公園エリア I 施設（総合獣舎）新築等電気設備工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市太白区八木山本町一丁目43番 1 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 601,700,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番23号
太平電気株式会社 |

第 63 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき，地方自治法第244条の2第6項の規定により，議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市福祉プラザ	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 仙台市社会福祉協議会・東北共立グループ	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで

第 64 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき，地方自治法第244条の2第6項の規定により，議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市川前児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
仙台市南光台児童館		
仙台市八乙女児童館		
仙台市将監西児童館		
仙台市東中田児童館		
仙台市六郷児童館		
仙台市茂庭台児童館		
仙台市大沢児童館		
仙台市水の森児童館		
仙台市沖野児童館		
仙台市若林児童館		
仙台市八幡児童館		
仙台市貝ヶ森児童館		
仙台市東部児童館		
仙台市幸町児童館		
仙台市高砂児童館		
仙台市折立児童館		
仙台市中山児童館		
仙台市吉成児童館		

仙台市遠見塚児童館
仙台市湯元児童館
仙台市鶴ヶ谷西児童館
仙台市長町南児童館
仙台市柳生児童館
仙台市向山児童館
仙台市長町児童館
仙台市田子児童館
仙台市郡山児童館
仙台市上杉児童館
仙台市古城児童館
仙台市八木山南児童館
仙台市柞江児童館
仙台市中野栄児童館
仙台市八木山児童館
仙台市七郷児童館
仙台市南材木町児童館
仙台市大和児童館
仙台市福室児童館
仙台市台原児童館
仙台市蒲町児童館
仙台市中田児童館
仙台市木町通児童館
仙台市岡田児童館
仙台市西中田児童館

仙台市泉ヶ丘児童センター	
仙台市南光台東児童センター	
仙台市鶴が丘児童センター	
仙台市長命ヶ丘児童センター	
仙台市高森児童センター	
仙台市加茂児童センター	
仙台市寺岡児童センター	
仙台市南中山児童センター	
仙台市虹の丘児童センター	
仙台市七北田児童センター	
仙台市館児童センター	
仙台市松陵児童センター	
仙台市住吉台児童センター	
仙台市高森東児童センター	
仙台市北中山児童センター	
仙台市桂児童センター	

第 65 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき，地方自治法第244条の2第6項の規定により，議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台国際センター	仙台市太白区八本松二丁目10番11号 青葉山コンソーシアム	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
せんだい青葉山交流広 場・駐車場		

第 66 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき，地方自治法第244条の2第6項の規定により，議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市アリーナ	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地 クロススポーツマーケティング株式会社	供 用 開 始 の 日 か ら 令和27年 3 月31日まで

第 67 号議案

仙台市と宮城県との間の学校給食に関する事務の委託に関する規約の変更の協議に関する件

仙台市と宮城県との間の学校給食に関する事務の委託に関する規約の変更について別紙のとおり協議することにつき、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議決を求める。

仙台市と宮城県との間の学校給食に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

仙台市と宮城県との間の学校給食に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第1条中「宮城県立小松島支援学校松陵校」を「宮城県立松陵支援学校」に、「及び中学部」を「, 中学部及び高等部」に改め, 「(学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第1項に規定する学校給食をいう。)」を削る。

附 則

この規約は, 令和7年4月1日から施行する。

第 68 号議案

包括外部監査契約の締結に関する件

包括外部監査契約を次のとおり締結することにつき、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議決を求める。

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 内 容 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の期間の始期 | 令和7年4月1日 |
| 3 契 約 金 額 | 16,500,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 契約の期間における最後の監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | <div style="background-color: black; width: 280px; height: 1.2em; margin-bottom: 0.5em;"></div> 公認会計士 菊池 寛康 |

第 69 号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき，道路法第 8 条第 2 項の規定により，議決を求める。

路 線 名	起 終 点
田 子 一 丁 目 6 号 線	仙台市宮城野区田子一丁目 6 番11 同 6 番47
郡 山 折 立 (そ の 8) 線	仙台市太白区鉤取字青木峙 5 番19 同 青葉区茂庭字立沢南 3
郡 山 折 立 (そ の 9) 線	仙台市青葉区茂庭字立沢南 3 同 茂庭字綱木東16

第 70 号議案

仙台市教育委員会の委員の任命に関する件

仙台市教育委員会の委員花渕浩司は令和 7 年 3 月 31 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、佐藤淳一

第 71 号議案

仙台市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関する件

仙台市固定資産評価審査委員会の委員千葉芳信，高橋直子及び小田島祥之は令和 7 年 3 月 31 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に選任することにつき，地方税法第 423 条第 3 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，小田島祥之，佐藤隆資，山野邊真梨子

第 72 号議案

仙台市土地利用審査会の委員の任命に関する件

仙台市土地利用審査会の委員井上亮，佐々木真理，千葉達朗，藤澤和明及び丸尾容子は令和 7 年 3 月 31 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に任命することにつき，国土利用計画法第 39 条第 4 項及び第 44 条の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，井上亮，佐々木真理，千葉達朗，藤澤和明，丸尾容子

第 73 号議案

宮城県公安委員会の委員の推薦に関する件

宮城県公安委員会の委員星倫市は令和 7 年 4 月 20 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に推薦することにつき，警察法第 39 条第 1 項ただし書の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，星倫市

第 74 号議案

人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、竹内久子，竹川訓由，鈴木一彦，繁野みど里，山田誠司，
齋藤耕平，草貴子